

# 公告

## (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構横浜センター（JICA 横浜）が、2021 年度に実施する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 横浜 研修業務課（045-663-3221）宛に御願います。

2021 年 6 月 16 日

独立行政法人国際協力機構  
横浜センター  
契約担当役  
所長 中根 卓

**2021 年度国別研修  
「ASEAN における持続的な物流システムの構築」  
にかかる参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下「JICA 横浜」という。）は以下の業務について、以下のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国における持続的な物流システムの構築に携わる担当省庁もしくは担当機関の人材の育成に貢献するため、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人海外運輸協力協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2018 年度から 2020 年度までの期間で、本業務の前身にあたる課題別研修「アジアにおける持続的な物流システムの構築」を受注した実績があり、参加研修員からの高い評価も得ています。特に 2020 年度に関しては遠隔研修にて同研修を実施し、そのノウハウを有しております。また、同研修の目的達成に不可欠である国土交通省をはじめとした政策面及び技術面から高い技術と知見を有する団体及び講師等国内リソースとのネットワークを構築しています。

更に、特定者は日本国内の研修事業のみならず、数多くの国土交通省の事業の受注、実施してきた実績（日 ASEAN 交通連携に基づく交通行政施策立案支援事業、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2018」の推進に係る政策立案等）など、本業務の対象分野に関する高度な知見も有するとともに、対象となる ASEAN の国々が直面する当該分野の課題を理解し、現地で具体的な課題の解決にも取り組んでいます。

これらの知見により、研修目標に沿った研修企画をはじめとして、対象国の状況に応じた柔軟な研修内容の検討及び運営が可能です。以上より、特定者は JICA 横浜所管地域において、ASEAN における持続的な物流システムの構築の研修を企画する能力を備えており、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

記

## 1 業務内容

別添 研修委託契約業務概要をご参照ください。

## 2 応募要件

(1) 基本的要件：

① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。

(2) 資格要件等：

① 公示日において、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格若しくは平成 31・32・33

年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。

- ② 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）に定める禁止行為を行っている。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期限	2021年6月30日(水)正午まで(郵送の場合、期間内必着)
	提出場所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課 (担当 郡山)
	提出書類	参加意思確認書(様式1) 同書の2 応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可)
	提出方法	持参又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から16:00まで(正午から14:00までは除く)に上記提出場所へご持参ください。
(2) 審査結果の通知	発送日	2021年7月7日(水)
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無しの理由請求	請求期限	2021年7月14日(水)
	請求場所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課 (担当 郡山)
	請求方法	持参又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から16:00まで(正午から14:00までは除く)に上記提出場所へご持参ください。
	回答予定日	2021年7月21日(水)
	回答方法	郵送

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求められます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します
- (11) 契約書作成の要否：契約金額により、作成しない場合もあります。
- (12) 契約経費：当機構が定める研修委託に係る諸経費（業務人件費、業務管理費）、その他研修実施に必要な直接費（講師謝金、資機材費等）を支払います。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」  
(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
- (14) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大状況によっては研修の実施日程・方法については変更となる可能性があります。
- (15) 情報の公開について：  
本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構公式ウェブサイト上に原則公表しますのでご承知下さい。  
また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。  
なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとしてします。
- ①公表の対象となる契約相手方：  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。  
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ②公表する情報  
契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- ③当機構の役職員経験者の有無の確認日：  
当該契約の締結日とします。
- ④情報の提供：  
契約締結日から1か月以内に、所定の様式にて必要な情報をご提供いただくことになります。

担当部課：JICA 横浜 研修業務課

以 上

## 研修委託契約業務概要

## 1. 案件の概要：

## (1) 研修コース名

2021年度 国別研修「ASEANにおける持続的な物流システムの構築」

## (2) 研修の目的

## 【案件概要】

これまで我が国政府は、日 ASEAN 交通連携の枠組みのもとで ASEAN と日本に共通する技術的課題の解決を主眼として、2004年より日 ASEAN 港湾技術者会合開催し、2019年5月には日 ASEAN 技術協力協定を締結し、技術協力としての研修事業を開始した。港湾分野は我が国の重要外交戦略である「自由で開かれたインド太平洋戦略」において連結性の向上に資するものであり、ASEAN 各国からも協力のニーズの高い分野である。本研修は、ASEAN 政府に対して、効率的かつ環境に優しい物流システム及びコールドチェーン物流システムの信頼性の向上のためのアクションをとることを支援又は促すことを目的とするものである。

## 【研修の目標】

ASEAN 諸国における持続的な物流システムの構築に関する能力が向上する

## 【研修で達成される成果】

- 1：自国又はアジアにおいて、効率的かつ環境に優しい物流システム及び高品質なコールドチェーン物流システムの構築に向けた課題を特定する。
- 2：効率的で信頼性の高い物流システムの確立に向けた政策の内容と、その具体的な内容を講義・視察等を通じ、理解する。
- 3：自国あるいはアジア地域における物流システム改善に向けたアクションプランを作成する。

## (3) 研修期間予定

2021年11月頃(3週間)

## (4) 対象となる研修員

- ・定員：最大 13 名
- ・対象者：1) ASEAN 全 10 か国港湾管理組織より幹部クラス各 1 名 計 10 名  
2) ASEAN 事務局よりシニアオフィサークラス 3 名
- ・使用言語：英語

## 2. 研修方法

(1) 本研修は、実施時期を 2021 年 11 月頃、実施期間を 3 週間とし、遠隔研修としてオンラインで実施します。

(2) 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫して下さい。また、研修員相互の意見交換やディスカッ

ションへの参加を促し、参加型の講義とするよう留意して下さい。

遠隔研修の場合は、受講環境、インターネット環境、必要機材なども確認の上、研修員によるアクセスが容易かつ自己学習しやすい教材を作成して下さい。また、可能な限り研修員の自習進捗状況を確認し、受講漏れのないよう管理してください。講義については、質問対応等可能な限りフォロー体制を構築下さい。

(3) 演習・実習：講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施において参考となる知識・技術を習得できるように努めて下さい。なお、遠隔研修における演習・実習は困難ですが、代替手段の可能性があればこれを含めて提案願います。

(4) レポートの作成・発表：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努めて下さい。

#### (5) 研修概要

以下の内容の講義、実習、視察、討論を行う。

##### 1. インセプションレポート作成

##### 2. 講義・演習等

- ・日本の物流政策
- ・日本の物流事業  
(グリーン物流、コールドチェーン物流、越境物流、フォワーダー事業等)
- ・港湾物流
- ・国際航空貨物
- ・貨物鉄道

##### 3. アクションプランの作成・発表

#### (6) 研修付帯プログラム (参考情報：JICA 横浜が実施するプログラム)

① 開講式：遠隔研修初日 0.5 日間

② ジェネラルオリエンテーション：遠隔研修開始後 1.0~1.5 日間

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済などについて、JICA においてオリエンテーションを行う。実施有無および実施内容は全体日程を加味して考慮します。

③ 評価会及び閉講式：遠隔研修最終日 0.5 日間

### 3. 委託業務の範囲及び内容

#### (1) 研修実施全般に関する業務

- ① 研修カリキュラム、研修詳細計画書様式による日程案の作成ならびに関係先との調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認 (評価項目・評価基準の策定)
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 当機構その他関係機関との連絡・調整

- ⑥ 研修監理員との調整・確認
- ⑦ コースオリエンテーションの実施
- ⑧ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑨ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- ⑩ 各種発表会の実施
- ⑪ 研修員作成の各種レポートの分析・評価、作成指導
- ⑫ 研修員からの技術的質問への回答、理解促進
- ⑬ 評価会への出席、実施補佐
- ⑭ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑮ 反省会への出席
- ⑯ 講義、見学の評価
- ⑰ 上記をオンラインで実施するための準備、実施、遠隔での運営管理

(2) 講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、映像教材、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本含む）・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義テキスト、映像教材、参考資料の研修員への配布（使用許諾確認を含む）
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応
- ⑦ 講師謝金の支払い
- ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い（契約交渉の結果によっては、講師以外の移動の手配、支払等を含むこともあります）
- ⑨ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(3) 事後プログラムがある場合の当該活動実施に関する事項

- ① 最終化されたアクションプランとプログレスレポートの取り付け
- ② 帰国研修員へのフィードバック（コメント、アドバイス）

4. 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定します。

5. 本業務に係る報告書の提出

下記報告等を各1部ずつ、技術研修期間完了後速やか（契約履行期間終了の10営業日前まで）に提出して下さい。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 以下の電子データを含む CD-ROM
  - ① インセプションレポート
  - ② 最終化されたアクションプラン、プログレスレポート
  - ③ 講義資料
  - ④ 業務完了報告書及び添付資料

(3) 経費精算報告書

6. 留意事項

本業務概要は公示時点のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以上

## 参加意思確認書

年 月 日

独立行政法人 国際協力機構  
横浜センター 契約担当役  
所長 中根 卓 殿

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

「2021 年度 国別研修『ASEAN における持続的な物流システムの構築』にかかる参加意思確認公募について」における応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

#### 2 応募要件

##### (1) 基本的要件：

令和 01 年、02 年、03 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

##### (2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上